（家畜伝染病病原体）

**第五十六条の三**　法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　ペスチウイルス・クラシカルスワインフィーバーウイルス（別名豚熱ウイルス）

九　アスフィウイルス・アフリカンスワインフィーバーウイルス（別名アフリカ豚熱ウイルス）

十・十一　（略）

（動物用生物学的製剤の指定）

**第五十七条**　法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

一　（略）

二　牛疫予防液、牛肺疫予防液、口蹄疫予防液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨーニン

別表第四（第三十三条の四関係）

| 病原体の種類 | 家畜伝染病の種類 | 消毒設備 | 消毒薬の種類 |
|---|---|---|---|
| ウイルス（エンベロープを有するもの） | 牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病 | 踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの | 次に掲げるいずれかの消毒薬<br>1　石灰乳（十パーセント以上）<br>2　両性石けん液<br>3　その他の医薬品である消毒薬<br>4　その他法第三条の二に規定する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）で定める消毒薬 |
| | | 消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体、車両内部等を消毒するためのもの | 次に掲げるいずれかの消毒薬<br>1　アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの）<br>2　逆性石けん液<br>3　その他の医薬品である消毒薬<br>4　その他防疫指針で定める消毒薬 |

（家畜伝染病病原体）

**第五十六条の三**　法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　ペスチウイルス・クラシカルスワインフィーバーウイルス（別名豚コレラウイルス）

九　アスフィウイルス・アフリカンスワインフィーバーウイルス（別名アフリカ豚コレラウイルス）

十・十一　（略）

（動物用生物学的製剤の指定）

**第五十七条**　法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

一　（略）

二　牛疫予防液、牛肺疫予防液、口蹄疫予防液、豚コレラ予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨーニン

別表第四（第三十三条の四関係）

| 病原体の種類 | 家畜伝染病の種類 | 消毒設備 | 消毒薬の種類 |
|---|---|---|---|
| ウイルス（エンベロープを有するもの） | 牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病 | 踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの | 次に掲げるいずれかの消毒薬<br>1　石灰乳（十パーセント以上）<br>2　両性石けん液<br>3　その他の医薬品である消毒薬<br>4　その他法第三条の二に規定する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）で定める消毒薬 |
| | | 消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体、車両内部等を消毒するためのもの | 次に掲げるいずれかの消毒薬<br>1　アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの）<br>2　逆性石けん液<br>3　その他の医薬品である消毒薬<br>4　その他防疫指針で定める消毒薬 |